

野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年1月17日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第8号

野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示

(野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正)

第1条 野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱(平成12年野田市告示第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「野田市市税等口座振替依頼書又は野田市市税等自動払込利用申込(廃止届)書、野田市保育所保育料等口座振替依頼書又は野田市保育所保育料等自動払込利用申込(廃止届)書、野田市障がい児通所使用料等口座振替依頼書又は野田市障がい児通所使用料等自動払込利用申込(廃止届)書又は野田市住宅新築資金等貸付金償還金口座振替依頼書又は野田市住宅新築資金等貸付金償還金自動払込利用申込(廃止届)書(次項において「依頼書等」という。)」を「次の各号に掲げる市税等の種類に応じ、当該各号に定める依頼書等」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第3条第1号から第6号までの市税等 野田市市税等口座振替依頼書
又は野田市市税等自動払込利用申込(廃止届)書
- (2) 第3条第7号から第9号までの市税等 野田市保育所保育料等口座振替依頼書
又は野田市保育所保育料等自動払込利用申込(廃止届)書
- (3) 第3条第10号から第12号までの市税等 野田市障がい児通所使用料等
口座振替依頼書又は野田市障がい児通所使用料等自動払込利用申込書
- (4) 第3条第13号の市税等 野田市住宅新築資金等貸付金償還金口座振替
依頼書

第6条第2項中「依頼書等」を「前項に規定する依頼書等又は市長が認める書類」に改め、同条第3項中「野田市市税等口座振替受付通知書又は野田市市税等自動払込受付通知(廃止届)書、野田市保育所保育料等口座振替受付通知書又は野田市保育所保育料等自動払込受付通知(廃止届)書、野田市障がい児通所使用料等口座振替受付通知書又は野田市障がい児通所使用料等自動払込受付通知(廃止届)書又は野田市住宅新築資金等貸付金償還金口座

振替受付通知書又は野田市住宅新築資金等貸付金償還金自動払込受付通知（廃止届）書」を「次の各号に掲げる当該承諾に係る市税等の種類に応じ、当該各号に定める通知書等又は市長が認める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第3条第1号から第6号までの市税等 野田市市税等口座振替受付通知書又は野田市市税等自動払込受付通知（廃止届）書
- (2) 第3条第7号から第9号までの市税等 野田市保育所保育料等口座振替受付通知書又は野田市保育所保育料等自動払込受付通知（廃止届）書
- (3) 第3条第10号から第12号までの市税等 野田市障がい児通所使用料等口座振替受付通知書又は野田市障がい児通所使用料等自動払込受付通知書
- (4) 第3条第13号の市税等 野田市住宅新築資金等貸付金償還金口座振替受付通知書

第7条第1項中「までに規定する」を「までの」に改める。

第12条中「当該納期に係る口座振替不能通知書兼納付書、野田市保育所保育料等口座振替不能通知書及び野田市保育所保育料等納入通知書兼領収証書、野田市障がい児通所使用料等口座振替不能通知書及び野田市障がい児通所使用料等納入通知書兼領収証書又は野田市住宅新築資金等貸付金償還金口座振替不能通知書及び野田市住宅新築資金等貸付金償還金納入通知書兼領収証書」を「次の各号に掲げる当該納付すべき市税等の種類に応じ、当該各号に定める当該納期に係る通知書等」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第3条第1号から第6号までの市税等 口座振替不能通知書兼納付書
- (2) 第3条第7号から第9号までの市税等 野田市保育所保育料等口座振替不能通知書及び野田市保育所保育料等納入通知書兼領収証書
- (3) 第3条第10号から第12号までの市税等 野田市障がい児通所使用料等口座振替不能通知書及び野田市障がい児通所使用料等納入通知書兼領収証書
- (4) 第3条第13号の市税等 野田市住宅新築資金等貸付金償還金口座振替不能通知書及び野田市住宅新築資金等貸付金償還金納入通知書兼領収証書

別表の10の項中「野田市障がい児通所使用料等自動払込利用申込（廃止届）書」を「野田市障がい児通所使用料等自動払込利用申込書」に改め、同表の11の項中「野田市障がい児通所使用料等自動払込受付通知（廃止届）書」を「野田市障がい児通所使用料等自動払込受付通知書」に改め、同表の14の項中「又は野田市住宅新築資金等貸付金償還金自動払込利用申込（廃止届）書」を削り、同表の15の項中「又は野田市住宅新築資金等貸付金償還金自動払込受付通知（廃止届）書」を削る。

第2条 野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(14) 野田市立こぶし園の使用料及び給食費

第6条第1項に次の1号を加える。

(5) 第3条第14号の市税等 野田市立こぶし園使用料等口座振替依頼書
又は野田市立こぶし園使用料等自動払込利用申込書

第6条第3項に次の1号を加える。

(5) 第3条第14号の市税等 野田市立こぶし園使用料等口座振替受付通知書又は野田市立こぶし園使用料等自動払込受付通知書

第12条に次の1号を加える。

(5) 第3条第14号の市税等 野田市立こぶし園使用料等口座振替不能通知書及び野田市立こぶし園使用料等納入通知書兼領収証書

別表に次のように加える。

18	野田市立こぶし園使用料等口座振替依頼書又は野田市立こぶし園使用料等自動払込利用申込書
19	野田市立こぶし園使用料等口座振替受付通知書又は野田市立こぶし園使用料等自動払込受付通知書
20	野田市立こぶし園使用料等口座振替不能通知書
21	野田市立こぶし園使用料等納入通知書兼領収証書

附 則

(施行期日)

- 1 第1条の規定及び次項の規定は公示の日から、第2条の規定は令和5年6月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱第6条の規定による口座振替の申込み、解約及び変更に関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行前においても、同要綱第6条の規定の例により行うことができる。